

## **[事案 27-1] 損害賠償（配当金支払）請求**

・平成 27 年 9 月 28 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時に元本割れについての説明がなかったなどとして、既払込保険料と満期金等の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 5 年 4 月に契約した子ども保険について、以下の理由により、既払込保険料と満期時まで受領した金額の差額を支払ってほしい。

- (1) 申立人は、他社の学資保険を検討していたところ、募集人から同学資保険に負けない商品であり、貯金のつもりで検討してほしいと勧誘され、本件契約をしたが、実際には、同学資保険は受取金が既払込保険料総額を上回ったのに対し、本件契約は受取金が既払込保険料総額を下回った。
- (2) 契約時に元本割れの可能性についての説明はなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、配当金について、保障設計書記載額から変動する可能性があることを説明している。
- (2) また、配当金について変動する可能性があることを抽象的に説明すれば足り、満期までの払込保険料総額が受取金を上回る可能性があることを積極的に説明する義務はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。さらに、事情聴取の結果を踏まえ、申立人に資料の追加提出を求め、また、申立人は、募集は申立人の配偶者になされ申立人とは無面接であったと述べたため、配偶者の事情聴取も要請したが、申立人側の意向で実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が元本割れの説明をしなかったことをもって、説明義務違反があったとは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、他社の商品を検討していた申立人に対し、本件契約と同商品を比較して勧誘しており、そのような勧誘を行なうのであれば、本件契約の特徴（育英年金を備えていること、6 回の学資金が出ること）を強調するだけでなく、他社商品と異なり、元本割れする可能性があることを、より分かりやすく説明した上で、申立人の判断に委ねるのが望ましく、また、他社の学資保険においては、子供の学資金に目的があるといえるので、受取金額についての違いの説明が十分になされるべきであった。
- (2) 募集人は申立人に無面接であった可能性を否定することはできず、そのために、申立人が元本保証を重視していることを知り得ず、元本割れのリスクについて申立人に十分に伝わ

っていない可能性を否定できない。